

民撰書「長崎旧記類」の実態と編纂意図

位田, 絵美
近畿大学

<https://doi.org/10.15017/7363928>

出版情報：雅俗. 22, pp.31-43, 2023-07-15. 雅俗の会
バージョン：
権利関係：



民撰書「長崎旧記類」の実態と編纂意図

位田 絵美

一、はじめに——「長崎旧記類」とは

周知の通り、近世期の長崎は、きわめて特殊な事情を持つ土地であった。長崎は、「鎖国体制」という特殊な外交政策の中で、実際には異国に開かれていた四つの窓口（長崎・対馬・薩摩・松前）のうちの一つである。他の窓口が各藩によって管理されていたのに対し、長崎は直轄地であるため、長崎奉行所が置かれた。だが、実際に十七世紀末、長崎奉行が手足として使えた人員は、与力十名、同心三十名の計四十名である^①。僅かこれだけの人数で、長崎奉行所が担う仕事（外交交渉・貿易関連業務・長崎の警備・密貿易取締り、切支丹取締り等）を遂行するのは不可能である。ゆえに、実際にこれらの業務を担当したのは、町年寄を中心とする長崎の地役人であった。彼らは江戸から下向した士分ではなく長崎の地付きの人々であり、世襲制で家柄も確立していた。例えば、宝永五（一七〇八）年当時、長崎の地役人の総数は一七〇〇余人であったという^②。つまり、江戸時代を通じて、多くの長崎の民衆が、日本を支える外交・貿易を担う地役人として活躍していたと言える。このような地役人たちが、自分たちの子孫のために書き残した膨大な情報を源とする写本群のことを「長崎旧記類」（以

下、「旧記類」と記す）と呼ぶ。

この「旧記類」成立の背景が、史料の分析を長年困難なものにしてきた。もともと世襲である地役人が子孫のために残した情報のため、いつ、誰が、どこで記したかの記載が、基本的にない。写本であるため、同一書名であっても、一つ一つ内容が異なる。さらに、長崎以外の地で書写・編纂されたと推測できるものも多い。

「旧記類」の成立契機について、木崎弘美氏は、先学の成果を踏まえて、寛文三（一六六三）年の長崎大火や、元禄二（一六八九）年の唐人屋敷の完成、元禄十一（一六九八）年の長崎会所設立と貿易仕法の改変等があったと述べる^③。実際に、長崎は、大火や水害で重要な記録を何度も失ってきた。一方で、唐人屋敷の設立や貿易新例の制定など、対外貿易に関係する新体制が次々に確立し、その記録を後世に残すことが求められた。細分化された仕事を担う地役人集団が、自分たちの子孫が困らないように、業務に関わる重要な内容や情報を書き残す必要があると考えたのは当然である。本稿で具体的に取りあげる「旧記類」も、収録情報の最終年が元禄二年から同十年までである^④ことから、木崎説と同様、記録を残す必要性が「旧記類」執筆のおもな契機であったことを裏付けている。

さて、本稿のタイトルに冠した「民撰書」という言葉には、「民が民のために集め、編纂した」という意味を込めた。それは為政者側が編纂した「官撰書」に対する意識を持つという意味でもある⁵⁾。本研究の最終目的は、当時の日本の民が見た（考えた）長崎の姿と、その長崎を通じて見えてくる異文化交流の実態を解明することである。「旧記類」の特殊な成立背景は、その分析の困難さと裏腹に、従来の研究では見えてこなかった新たな事実を浮かび上がらせる可能性を秘めている。本稿では、その嚆矢として、現存する「旧記類」の実態と、そこから分かる事実を明らかにする。

二、現存する「旧記類」の実態と四分類

現在までに、長崎市内および東京都内の主要な図書館・資料館に現存する「旧記類」を中心に、一〇二点の「旧記類」を調査した。「冊」ではなく「点」としたのは、一冊で完結するもの、複数冊で一纏まりなもの等、形態がまちまちであるためである。

あくまで恣意的な選択による途中経過を示すデータであるが、調査済みの史料のうち、長崎市内に現存するものが六〇点、東京都内に現存するものが二九点、その他が一二点である。このほかに、未調査ながら長崎以外の九州圏・関西圏および北海道などに「旧記類」が現存することが判明しているので、この数値は、今後の調査によって塗り替わる。ただし、長崎市内の主要な史料は調査を終えているため、今後は長崎市内以外の地での「旧記類」の比率が高くなると予想される。先に、長崎以外の地で書写・編纂された「旧記類」も存在すると述べ

たのはこのためである。

調査を終えた一〇二点の「旧記類」の内容を確認し、これらが大まかに四分類できると判断した。四種とは、以下の通りである。

第一種…史実や貿易情報等を、列挙、記載したもの。筆録者の解釈・脚色を含む話は収録されない。代表的なものに『長崎鑑』など。

第二種…史実や貿易情報等に、筆録者の解釈・脚色を含む話を混在させ、分類せずに記載したもの。代表的なものに『長崎拾芥』など。

第三種…史実や貿易情報等と、筆録者の解釈・脚色を含む話を、何らかの意図を以て編纂し、記載したもの。代表的なものに『長崎始原』・『長崎根元記』など。

第四種…それまでの「旧記類」を総括し、内容によって整理・編纂して記載したもの。代表的なものに『長崎志 正編』・『長崎志 續編』など。

分類の際に、「第一期」のように「期」としなかったのは、この四種が時系列とは関係なく、複雑に絡み合いながら、その時々で成立・書写されており、明確な期間で分類できないためである。

従来の研究で、内容・形態ともに多岐にわたる「旧記類」を四分類すると提言したものは無く、本稿が初めてである。次節から、本研究が、「旧記類」を四つに分類した理由を、その代表例にあげた史料をもとに述べる。

三、四分類の特性

三二一、第一種『續長崎鑑』

第一種の代表例としてあげた『續長崎鑑』には、複数の異本が存在し、長崎歴史文化博物館（旧長崎県立長崎図書館（以下、旧県立図書館と記す））が所蔵する写本だけで七点ある。すでに、渡辺庫輔、朝長敬一郎ほかが指摘する^⑥ように、長崎歴史文化博物館（旧県立図書館）が所蔵する渡辺文庫（一三一―一四七―二）の巻末には、成立事情を示す記述がある（句読点、傍線、引用者。／は改行を表す）。

此續長崎鑑は、今度為巡見上使奥田八郎右衛門様、／戸川奎之助様、柴田七左衛門様、就御到着、自古来之儀、／御尋被遊候ハ、差上之可申候存、考旧記、集古老／数日詮議仕、長崎中寄合記之畢。／延宝九^辛酉年六月日

つまり、延宝九（一六八一）年に、幕府の巡見上使が長崎を訪れることになり、質問を受けたときに回答できるように、急遽、長崎中の古老が集まって、旧記を引き比べて編纂した書が『續長崎鑑』ということになる。

ここから、三つのことが分かる。一つは、すでにこの段階で長崎関連の情報が記された「旧記」が存在していたこと。もう一つは、長崎奉行所の役人の手ではなく、長崎の古老たちの手によって『續長崎鑑』が編纂されたこと。最後の一つは、これらの情報を検分するのが巡見上使であったことから、出来る限り正確な、信頼のおける情報に絞って記載したことである。第一種の「旧記類」が史実や貿易情報等の事務的情報を記載し、筆録者の解釈・脚色を含む話を収録しない理由の

一つが、その背後に、幕府官吏が被検するものという意識があったためと考える。

また、長崎市内に複数の『續長崎鑑』の異本が現存するのは、編纂にあたり、どの旧記の記事を収録するかを検討が行われ、その過程で書写されたものが残ったことや、巡見上使に提出するための控えを用意したためであろう。それまで、散り散りに存在していた「旧記類」が、一度この段階で集められ、長崎の古老の手によって検討されたことは、その後の「旧記類」の成立に大きな意味を持っていたと考える。よって、『續長崎鑑』を含む、それ以前に成立した「旧記類」を第一種と分類する。

三二二、第二種『長崎拾芥』

第二種の代表例にあげた『長崎拾芥』にも、異本が多い。長崎歴史文化博物館（旧県立図書館）には（一三八―一八〇―一貴）、（一三八―一八二）など、複数の所蔵がある。純心女子短期大学・長崎地方文化史研究所編『長崎拾芥／華蛮要言』^⑦に、『長崎拾芥』上中下巻の翻刻が所収されている。同書の越中哲也氏の「解題」に拠れば、翻刻には、もと池原香榊所蔵の『長崎拾芥』を越中氏が所蔵しており、それを底本とし、旧県立図書館所蔵の（一三八―一八二）を参照したという。本稿では、長崎歴史文化博物館（旧県立図書館）の（一三八―一八二）を使用して、目録を翻刻した。稿末に、目録の一覧を掲載するので、適宜参照いただきたい。便宜上、収録記事に通し番号を付した（以後、目録の番号は、この通し番号を指す）。

『長崎拾芥』は、『長崎県の郷土史料―長崎県立長崎図書館所蔵郷

土史料解題』⁽⁸⁾に収められた原田博二氏の解題で、以下のように記述される(傍線、引用者)。

この「長崎拾芥」の成作年であるが、内町や外町の箇所数や竈数が「元禄二年改」とあるので、元禄年間に成作されたものと思われる。「長崎虫眼鏡」などと同様、「続長崎鑑」などの次の時代に属するものであるが、長崎の地誌資料として貴重である。

原田氏は、収録記事の年号から、成立年を元禄年間(一六八八―一七〇三)と推定し、第一種の『續長崎鑑』の次の時代に属すると述べる。実際には、収録された情報の年号だけでなく、その内容に『續長崎鑑』にはなかった筆録者の解釈・脚色を含む話に属するものも含まれることから、本稿ではこれを第一種とは分けて、第二種に分類した。筆録者の解釈・脚色を含む話に属するものの具体例は、稿末の目録比較一覧に網掛けをした、9「有馬修理太夫長崎沖にて南蛮船焼討の事」／續黒船焼沈其後水学銀物の事、11「嶋原天草一揆の事」、13「濱田新蔵高砂(へ)渡(り)俘を得て帰る事」等を指す。

どのような点が、筆録者の解釈・脚色を含む話に該当するのか、9「有馬修理太夫長崎沖にて南蛮船焼討の事」／續黒船焼沈其後水学銀物の事」の例をあげて検証する。第一種の『續長崎鑑』にも、「有馬修理太夫殿」南蛮船神之嶋沖に「焼沈被成候事」という項目は存在するが、その内容は史実を端的に記載するに留まる(書き下し、句読点、()内、引用者。／は改行を表す)。

一慶長拾五年^{庚戌}年十二月十二日の夜、神之嶋／沖にて南蛮船壹艘焼沈成られ候。是ハちやんはと云、／伽羅調に 権現様上意を以、天川へ船を遣され候処、／彼国(に)於(て)喧嘩仕候て

残ず討死仕候。船金銀悉／奪取申候。其船の船頭は唐人にて候。其唐人／壹人逃去候て長崎へ参、有馬修理太夫様へ其／旨趣申上候。然處、彼国の者乗来候付て、／権現様へ仰請(せ)られ候て、一手にて御控成られ候。大勢手／負死人御座候由。当酉ノ年迄七拾弐年。

一方、第二種に分類する『長崎拾芥』には、『續長崎鑑』にはなかった記述が散見される。『長崎拾芥』9「有馬修理太夫長崎沖にて南蛮船焼討の事」の記事の一部を、引用する(書き下し、句読点、()内、傍線、引用者。／は改行を表す)。

一慶長の頃、嶋原の領主有馬修理太夫、廣南へ唐作りの／船を拵、伽羅を調ゑんため、人数五拾人乗組せ、渡／海せしむる所に、難風に逢ぬれば、心指地にも至らず。／南蛮人居所、天川に漂着せしめ、暫し逗留せしか、／南蛮人と口論に及び、互に打合切むすふ。去とも南蛮／の者多勢の事なれハ、日本人残ず殺害せしむ。誠に／不幸にして、此難に掛り骸を異国の地に埋事あわれ／とも云にたらず。修理太夫此由を聞伝へ、爰(に)南蛮の／者共渡海せしめよかし、一人も残ずうち取、死する／者共の異鬼に手向むと心腑を焦す所に、三年を経て／慶長十三年の夏、天川より南蛮人大黒船に人数／乗組せ、商賣として来朝す。修理太夫是を聞、ねかふ／所の幸と、早速江戸に訴へ、始終の事共、詳に言上する／所に、修理太夫無念に存る段、其理なきに非ず。心次第に／討取へきのよし、／上意を蒙る。之(に)依(り)、嶋原より忍／に諸卒を出し、長崎に／発向し、蛮異共をたはかりよせ、手もなく討取へしと／思ふ所に、耶蘇宗門

の日本人共、此由を聞付、密に南蛮／人に告知らするにより、忽に驚き、此間商賣の金銀、／其外賣残の白糸端物等を積乗、人数こと／／／取乗せ、艫網を切、翅の飛かこと／追かせに任せ、沖中指て／走出る。去はとそ修理太夫、兼ての巧違ひしかは、俄に／船に取乗り、押懸よとて、是も満帆に風を含み、櫓数／を添て追懸る。修理太夫諸卒に下知していわく、爰／にて討死せずんハ、彼か本国迄も追行き本意を遂へし。／然らずハ、二度、日本の地に帰るましとちかわれける。誠に／武運の冥加有て、軍神の加護にや有けん。今迄追風／成しか、忽（ち）、逆風吹来る。敵船是に氣を屈し、進んとす／れハ風にさへられ、退んとすれハ兵船、跡より追掛る。／せんかたなく漂流する所に、修理太夫、敵船取まき鉄／炮を打掛。…（後略）

傍線を付した部分を中心に、『長崎拾芥』の記事では、有馬修理太夫の台詞や芝居がかった記述があり、明らかに事務的記録に終始した『續長崎鑑』と異なることが分かる。実際に、有馬修理太夫が「爰に南蛮の者共渡海せしめよかし。一人も残らずうち取り、死する者其の異鬼に手向けむ」や、「爰にて討死せずんば、彼が本国迄も追行き本意を遂ぐべし。然らずば、二度、日本の地に帰るまじ」と言ったかどうかの真偽は別として、『長崎拾芥』の記事からは、この事件が単なる記録から、読み手が引き込まれる話へ変化していることが確認できる。このため、本稿では、『長崎拾芥』を第二種「旧記類」に分類する。

三三三、第三種『長崎始原』・『長崎根元記』

第三種「旧記類」にあげた『長崎始原』・『長崎根元記』の特性は、

第二種「旧記類」の内容を整理し、一定の意図を以て編纂した史料という点である。この特性を確認するためには、稿末に掲載した「『長崎旧記類』第二種・第三種の目録比較」を合わせて参照いただきたい。一番左にあげたのが、第二種に該当する『長崎拾芥』であり、二番目の『長崎始原』と三番目の『長崎根元記』が第三種に該当する。

目録内容の翻刻は、原本を元にし、先行研究で翻刻があるものは適宜参照した¹⁰⁾。『長崎始原』は漢字カタカナ混じり文で記載されるが、他本との体裁を揃えるため、一部の固有名詞を除き、漢字平仮名混じり文で記載する。すべての史料の各項には、便宜上、通し番号を付した。

一瞥して、第二種『長崎拾芥』は、一つの項目に複数の内容を混在させていることが明らかである。例えば、『長崎拾芥』の一つ目には、1「長崎と名付る由来の事／續浦上村の事／森崎権現の事」と三つの内容が混在している。長崎の地名が「長崎小太郎」という人名に由来することだけでなく、浦上はもともと「深江浦」と呼ばれていたこと、「森崎権現」が現在は諏訪三社のうちに安置されていることも合わせて記載する。情報が失われる前に、長崎の名にまつわる様々な情報をも合わせて、一つの項に記載したのであろう。

これに対し、『長崎始原』・『長崎根元記』の一つ目の項目は、ともに1「長崎と名付由来の事」だけで、記載内容も、長崎の地名が源頼朝から「長崎小太郎」がこの土地を賜ったことに由来すると記載するのみである。情報量は『長崎拾芥』に比べて減少するが、一項目に一つの内容を記載することで、見易さ、検索の際の利便性は、格段に向上している。

この他にも、稿末の「『長崎旧記類』第二種・第三種の目録比較」に

は、『長崎始原』・『長崎根元記』が編纂された書であることを示す根拠が散見される。網掛けをした部分に着目したい。右端の『長崎根元記』の巻三・四、巻六・七には、対外貿易に関する項目が集中している。これは、同史料が対外貿易の歴史や、商売を行う際に必要な両替のレートがどのように設定されたのかなどの情報に特化して記載されたことを示している。

中央の『長崎始原』には、上中下巻で記載する内容を分けた形跡が見られる。おもに上巻が長崎の町の成立や歴史、中巻が対外貿易・異国との交流に関わる情報、下巻が異国間交渉での日本人の活動や長崎警備・国防に関する記事である。これらの記事は、時系列では並んでおらず、複数の情報を、意図的に並べ替えて記載したことが分かる。とくに下巻の冒頭の網掛け部分には、筆録者の解釈・脚色を含む話が、集中的に記載されている⁽¹¹⁾。

以上の理由から、第三种「旧記類」は、これまでの第一種、第二種と異なる特性を有したものであると判断し、第三种とした。この第三种の特性については、第四節でより詳しく説明する。

三一四、第四種『長崎志 正編』・『長崎志 續編』

四分類の最後に、第四種「旧記類」について、分析する。第四種は、一定の編纂意図によって内容が偏っていた第三種と異なり、すべての長崎情報を網羅・総括した「旧記類」である。この第四種と第三種の境目は、実は混沌としている。代表例にあげた『長崎志』は、周知の通り、『長崎実録大成』の名を持ち、長崎聖堂（中島聖堂）の書記役であった田辺茂啓が始めた編纂史料である。『長崎県の郷土史料——長崎

県立長崎図書館所蔵郷土史料解題⁽¹²⁾」収録の山田寛氏の解題には、次のように記される（傍線、引用者）。

成立 明和元年。

内容 聖堂書記役だった田辺茂啓が当時長崎に完全な正史がな

かったことからその編纂に着手、長崎奉行菅沼下野守も茂啓の志をみとめ、官公衙、寺社に令を出して資料の便宜をはからせた。推敲すること三〇年にして全一六巻が成った。

のちにこれは「長崎志・正篇」と書名を改め、以降続稿が書き進められ「長崎志」続篇となった。（後略）

また、『長崎県の郷土史料——長崎県立長崎図書館所蔵郷土史料解題』の橋本正子氏の解題には、「聖堂書記田辺八右衛門が明和元年長崎奉行に献上したもので、長崎奉行によって以後の書継が命ぜられ、明和四年まで継続された。」と記載される。

ここまで分析してきたように、これだけ多くの「旧記類」を持ちながら、明和元（一七六四）年に『長崎実録大成』が完成するまで、長崎に関わるすべての情報を網羅した史書がなかったことは驚きである。ただ、それは言い換えれば、それだけ長崎の人々は、官から見た情報ではなく、民から見た長崎情報である「旧記類」を、個々に記録・所持していたということを示唆している。

話を第四種「旧記類」に戻す。『長崎実録大成』の出発点が、田辺茂啓の発案である点を思えば、これは民撰書である。しかし、長崎奉行から便宜を図られて、完成後、奉行から書継が命ぜられたとなると、これは官撰書に分類される。その線引きを何処にするかは、判断が難しく、今後さらなる検討が必要である⁽¹³⁾。ただし、『長崎実録大成』

（後の『長崎志 正篇』・『長崎志 続篇』）は、すべての長崎に関わる情報を網羅・総括し、刊行される。その結果、そこに記された情報は、それまでのものとは比較にならないレベルで流布したと考えられる。第一種～第三種までの「旧記類」とは、情報の入手経路が大きく異なるため、それを書写した「旧記類」は、やはりそれまでの「旧記類」とは一線を画すべき存在である。ゆえに、『長崎実録大成』を含むそれを書写した「旧記類」は、他と分けて第四種とする。

ここまで、現在調査し終えた「旧記類」を四分類し、その大まかな特性を述べた。四種類の中で、本研究が最も関心を持つのは、第三種に分類される「旧記類」である。それは、混沌とした情報を、一定の意図を以て編纂しようとした特性が、情報を単なる情報に留まらず、そこに虚構性が付加されていく大変重要な過程を含蓄しているためである。次節では、この第三種の代表例として『長崎始原』の情報が、どのように編纂されているのかを分析する。

四、『長崎始原』の編纂意図

第三種『長崎始原』が、一定の意図を以て編纂された「旧記類」であると考えられる理由は、他にもある。『長崎始原』の7「長崎内町数ヶ所并新築地の事」、8「同外町数ヶ所新築地の事」は、巻頭の目録に題が記されるが、実際には本文がない。本文がないのが、この部分だけなら、書写した際の記載漏れの可能性もある。だが、これが単純な記載漏れではないのではと思わせる部分が、『長崎始原』の他の記事の中にある。

54「寺社建立初并開山の事」は、長崎市内の寺社が、いつ建てられ、開基僧が誰かを列記する。「一崇福寺 寛永十二亥年建立 開山超然」から始まるこの記事は、同じ第三種の『長崎根元記』にも存在し、同内容の寺社名が、六十社に亘って記される。ところが『長崎始原』では、僅かその四分の一にあたる十五社のみが挙げられ、末尾に「其外、数多之有りといへども記さず」と記載される。ここから、『長崎始原』を編纂した人物が、意図的にこの後の情報を記載しなかったことが分かる。

『長崎始原』と『長崎根元記』は、ほぼ同じ内容を記載する「旧記類」であるため、『長崎始原』にない情報は、何らかの意図を以て削除されたと考えるべきである。振り返って、目録に題だけ記して、本文がない7「長崎内町数ヶ所并新築地の事」、8「同外町数ヶ所新築地の事」の内容を確認すると、両者は長崎の内町・外町の大きさ、町名、その数、および竈数などを列挙する記事である。長崎の町の成立について述べるこの記事は、行政上の重要な事実を記すが、そこには当然、筆録者の解釈・脚色を含む話に該当する要素は皆無である。この傾向は、54「寺社建立初并開山の事」にも当てはまる。

第三節の三で述べたように、『長崎始原』が、時系列に並んでいた情報を敢えて並べ替えて、下巻に筆録者の解釈・脚色を含む記事を集中させる編纂を行っていたと考えれば、『長崎始原』の編者は長崎の町数や竈数、寺社の開基といった事実にはあまり興味関心を抱かず、読み手が引き込まれるような脚色性の高い話に心惹かれる人物であったと言えらるう。

では、この『長崎始原』の編者が関心を寄せた下巻の脚色性の高い

話の中から、55「有馬修理太輔長崎にて南蛮船焼討の事」の一部を紹介する。同話は、三―三「長崎拾芥」でも取り上げているので、その差異も確認いただきたい。なお「長崎始原」の原文は漢字カタカナ混じり文だが、読み易さを考慮して、一部のフリガナを除き、漢字平仮名混じり文で表記した。(書き下し、句読点、() 内、傍線、引用者。／は改行を表す(14))。

一慶長十年に嶋原領主有馬修理太輔、唐船造の舟を／拵、領分の商人五十人余乗組、^{カント}廣東へ相渡ところに、難風(に)遭、／南蛮人居所天川へ漂着して、暫(く)逗留の内、南蛮人／と聊の口論し出し、南蛮人多勢を以、残ず殺害して、荷／物等押取。此旨、修理太輔、傳(へ)聞、是非無(く)存(すれど)、南蛮の／者、渡海(に)於(て)ハ、一艘討取たき由、願申上(く)。御赦免之有(る)処、／慶長十三年の夏、彼天川より、蛮夷黒船に大勢乗／組、商売(の)為、長崎に着船す。修理太輔、江戸にて之承り、／夜を日に繼、長崎にをもむき、先達て密に人数差越。／然処、修理太輔領知に切支丹宗門のもの之有(り)、蛮夷方／へ此旨内通す。之(に)依(り)、南蛮人、商売半なりといへ共、俄に／金銀荷物等取乗せ、碇を揚。折節順風にて走出／ところに、修理太輔、漸(く)、蒐付、海辺に之有(る)舟共に取乗、／是も押出、追蒐る。順風なれハ洋中へ走出。殊(に)暮に／をよひ、是非無(く)存(ずる)処に、俄に逆風になり、黒舟神崎の／沖に漂留す。鉄炮にて、しばらく戦、已に夜に入る故、修理／太輔、舟を押寄せ、黒船に乱入。蛮夷を過半切殺す。／しかれ共、舟底より鎗を以突、相戦ふところ、南

蛮人共／勝利を失、塩焔に火を入れる、故、船開けて海中に沈。修／理太輔も危き所を遁、浮上る。蛮夷残ず殺害す。修理／太輔家来も大勢死といへ共、本望(を)遂、嶋原へ帰ら／る。

傍線部分を中心に、第二種に分類した三―三「長崎拾芥」の記事と比較する。まず、記事の分量は、第二種「長崎拾芥」が四丁分、第三種「長崎始原」が二丁弱である。両史料とも半丁九行ずつの記載であるので、「長崎拾芥」がほぼ倍に近い。これは、第三節で確認したように、「長崎拾芥」が、関連するほぼすべての情報を、整理せずに記載する傾向があるためであろう。また、「長崎拾芥」ほどの芝居があった台詞ではないが、心話部として組み込まれた「是非無(く)存(すれど)、南蛮の者、渡海(に)於(て)ハ、一艘討取たき」が確認できる。

では、「長崎始原」55「有馬修理太輔長崎にて南蛮船焼討の事」にみられる、最も大きな特質は何か。それは、活劇風に描かれる場面展開である。話の流れは、以下の通りである。有馬修理太輔は、かたきと狙う南蛮船の来航を江戸で知る(この設定は、「長崎拾芥」にはない)。夜を日について長崎に駆けつけたが、南蛮船は切支丹宗門の密告で危機を察知し出港した後で、修理太輔は海辺にあった船に飛び乗り追いかける。敵船の船足が早く追いつけないかと思われた矢先、にわかに逆風が吹き、南蛮船の足が止まる。鉄砲で撃ち合うが戦闘が長引き、夜になった頃、修理太輔は南蛮船に船をつけ、自ら乗り移り、南蛮人の過半を切り倒す。南蛮人が、もはやこれまでと積荷の塩焔に火を入れたため、南蛮船は二つに割れて海中に沈む。修理太輔は危機一髪これを逃れ、海に飛び込んで助かった(この部分も、「長崎拾芥」にはない)。修理太輔の家来も多く亡くなったが、南蛮人は残らず討ち取った。

右の話の展開には、読み手を引き込む勢いがある。大仰な台詞こそないが、有馬修理太輔を、現実には在り得ない勇猛な将として描いており、読み手は芝居を見ているような錯覚に陥る。例えば、修理太輔自らが、船に乗り込んで南蛮船を襲撃したこと。本人が異国船に乗り移り、南蛮人の過半数を切殺したこと。南蛮人が船の火薬に火を放つて自爆する場面に修理太輔が居合わせ、船の沈没する間際に危機一髪で通れて助かったこと。いずれも嶋原領主という立場にある有馬修理太輔が、実際に行った行為とは考えられない。

同じ第三種に属する『長崎根元記』が貿易関連の情報に特化し、『長崎始原』の下巻に集中する、55「有馬修理太輔長崎にて南蛮船焼討の事」のような情報（網掛け部分）を収録していないことを考え合わせると、『長崎始原』の編纂の核となったのは、まさに活劇のような展開を有する情報か否かであったと考えられる。勿論これは、事実を書き留めることを本来の目的とした「旧記類」の概念からは、逸脱するものである。ただ、与えられた情報をそのまま記載するだけでなく、編纂者の意図によって情報を並べ替え、取捨選択することは、編纂過程では当然の流れであり、そこにこそ、第三種「旧記類」の面白さがあると考ええる。

五、おわりに

本稿では、「旧記類」とは何かの定義を確認し、これまでの調査結果から、「旧記類」を大まかに四分類して、それぞれの特性を明らかにした。とりわけ、混沌とした情報を、一定の意図を以て編纂しようとし

た特性を持つ第三種「旧記類」の存在は、そこに物語の萌芽を感じさせ、大変興味深い。

「旧記類」は、複雑な成立過程を持つゆえに分析が困難で、従来の研究史上で看過されてきたが、ここにしかない重要な情報を有している。本稿で、その特性を四大別でできたことは、今後の「旧記類」分析に、大きく貢献すると思われる。

「旧記類」の分析は、まだ始まったばかりである。今後は、調査を全国に広げて新たな「旧記類」の発掘に努めるとともに、第三種「旧記類」に属する史料の具体的分析を、より深化させていきたい。

注

- (1) 長崎県史編集委員会編『長崎県史 対外交渉編』（一九八六年 吉川弘文館）三九六～三九七頁に掲載の「延宝九年頃の行政組織」。
- (2) 前掲、注1『長崎県史 対外交渉編』三九六頁。宝永五年「諸役人役料高并勤方発端年号等」を典拠とする。「奉行所および地方諸役人を除き、百九十四種、のべ千七百四十三人となる。」の記述がある。
- (3) 木崎弘美「長崎旧記類の変遷——『長崎根元記』を中心として——」（長崎史談会編『長崎談叢』第八七輯 一九九八年五月）七九頁。
- (4) 本稿で使用する四点の史料の巻数、所在、推定成立時期は以下の通りである。

『續長崎鑑』 一巻、一冊。長崎歴史文化博物館（旧県立図書館）渡辺文庫蔵（二二一・一四七・二）。延宝九（一六八一）年。

『長崎拾芥』 上中下巻、一冊。長崎歴史文化博物館（旧県立図書館）蔵（二二一・八一・二）。元禄二（一六八九）年。

『長崎始原』 上中下巻、三冊。国立公文書館内閣文庫蔵（同館では『長崎記』（二七六・六四）で登録）。元禄六（一六九三）年。但し、この

成立年は仮のもの。詳細は別稿に譲る。

『長崎根元記』一〜七巻、五冊。一般財団法人新村出記念財団重山文庫蔵（〇

九三・C一四〇 地歴）。元禄十（一六九七）年。

右のうち、『續長崎鑑』を除く史料の成立が、元禄二年〜同十年に集中している。

(5) 前掲、注3「長崎旧記類の変遷——『長崎根元記』を中心として——」八頁。木崎氏は、官撰書として、長崎奉行大岡清相編『崎陽群談』、田辺八右衛門茂啓編『長崎実録大成』をあげる。

(6) 渡辺庫輔「続長崎鑑に就て」（『長崎市立博物館報』第二号 一九六二年一月）九〜十頁。朝長敬一郎ほか七名「續長崎鑑（其の一） 解題」（『長崎総合科学大学紀要第二九巻第二号 一九八八年〕六一頁。なお、『續長崎鑑』の表記は、本稿では原典に倣って原則「續」を用いるが、引用文献内で「続」を使用している場合は、それに従う。

(7) 純心女子短期大学・長崎地方文化史研究所編『長崎拾芥／華蛮要言』（一九八八年）。越中哲也「解題」は、二〇七〜二一五頁。

(8) 長崎県の郷土史料編纂委員会編『長崎県の郷土史料——長崎県立長崎図書館所蔵郷土史料解題』（一九八八年 長崎県立長崎図書館）一四一頁。

(9) 『續長崎鑑』の目録では「有馬修理太夫殿」、本文では「有馬修理太夫様」と記載する。ここでは、目録の表記に従った。

(10) 『長崎拾芥』の翻刻は、前掲、注7「長崎拾芥／華蛮要言」を参照。『長崎始原』には翻刻がない。『長崎根元記』の翻刻は、新村出編『海表叢書』第四卷（一九四四年 平楽寺書店）を参照。

(11) 『長崎始原』下巻に集中するこれらの、筆録者の解釈・脚色を含む話は、『長崎根元記』には収録されていない。

(12) 前掲、注8『長崎県の郷土史料——長崎県立長崎図書館所蔵郷土史料解題』一四〇頁。

(13) 丹羽漢吉・森永種夫校訂『長崎実録大成 正編』（長崎文献叢書 一九七三年 長崎文献社）に収録された古賀十二郎校訂書「解題」には、次のような記載がある（傍線、引用者）。

田邊氏が自著として長崎実録大成を脱稿して、之を長崎奉行に献じたのは明和元甲申年九月の事であった。その際官命によりて書継ぎする事になり、明和四丁亥年まで稿を續けたので、明和元年九月以前は田邊氏の自著として取扱ひ、その後は寧ろ長崎奉行所の編纂として取扱ふべきものである。また長崎奉行所に於て長崎實録大成全部を採用したのであるから、長崎奉行所の編修として取扱ふべきものと思ふ。…（中略）…それで長崎志正編及び長崎志續編は併せて長崎奉行所の編修と見做しても差支へはなからうと思ふ。

『長崎実録大成』（『長崎志 正編』『長崎志 続編』）の扱いは、判断が難しいが、ここでは、一旦、古賀氏の説に従い、官撰書として取り扱うものとする。

(14) 但し、改行／の位置が、書き下しの途中に位置する場合は、文節の切れ目に／を付けた。具体的には次の通りである。

原文「…遭難／風」 書き下し「…難風（に）遭、／」

【謝辞】 本稿で使用了た史料の調査・掲載にあたり、御許可を賜りました関係諸機関に、この場を借りて厚く御礼を申し上げます。

【付記】 本研究は、令和四（二〇二二）年度科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）（基盤研究（C）〔課題番号二〇K〇〇九九一〕）の助成を受けて行われているものである。

「長崎旧記類」第二種・第三種の目録比較

凡例

- 表記は原本に基づくため、複数の表記が混在する。 例 ア蘭陀・ヲランタ・おらんと・おらむた、切支丹・吉利支丹 など
- 書き下しの際、助動詞・助詞は平仮名表記で統一した。原本にない文字は（ ）で補った。
- 改行を「／」で示す。
- 『長崎始原』は原本が漢字カタカナ混じり文だが、他と表記を統一し、一部の固有名詞を除き、漢字平仮名混じり文とした。

『長崎拾芥』	『長崎始原』	『長崎根元記』
上	上	一
1. 長崎と名付る由来の事／續浦上村の事／森崎権現の事	1. 長崎と名付由来の事	1. 長崎と名付由来の事
2. 長崎甚左衛門先祖の事／續甚左衛門大村理専に縁を結事	2. 長崎小太郎末葉并居所の事	2. 長崎小太郎末葉并居所の事
3. 長崎町建初り并南蛮初て長崎に来る事／續町年寄先祖の事／町名付の事／内町数并間数ヶ所敷敷地の事／新築地の事／長崎堅横間敷并橋敷の事	3. 長崎町開基并南蛮船初て長崎に来鉄炮の術を残置事	3. 長崎町開基并南蛮船初て長崎に来る事
4. 南蛮人初て日本に鉄炮持渡る事／續黒船初て薩摩種子嶋に來り／其後方々の津に入来る事	4. 南蛮人長崎に自由(せ)しむる事	4. 南蛮人長崎に自由(せ)しむる事
5. 深堀茂宅長崎町と戦の事／續内町要害堀をほる事	5. 秀吉公長崎御公料に召上らるる御條目御朱印并／耶蘇宗門徘徊御停止御書出の事	5. 秀吉公長崎 公料に召上らるる御條目御朱印并／耶蘇宗門徘徊御停止御書出の事
6. 長崎甚左衛門町方と戦の事／續堂門川の事／大井手川と云事	6. 村山東庵長崎領請地(と)為(し)御代官勤る事	6. 村山東庵長崎領請地(と)為し御代官勤事
中		
7. 長崎邪宗門徘徊御公領召上らるる事／續大村理専の事／長崎切支丹寺領に付事／切支丹寺有所の事／大岡様伴天連御制戒附御制札出る事／長崎御公領召上らるる御條目并地子銀御免除の御／朱印の事	7. 長崎内町数ヶ所并新築地の事 【本文なし】	7. 長崎内町々数ヶ所敷并新築地の事
8. 村山東庵長崎領御代官勤事／續村上東庵生国并末次平蔵生国先祖の事／大村領長崎替地の事／長崎田畑高附并上納銀小物成事／外町間数ヶ所敷敷地の事／外町新築地の事／外町五拾四丁地子銀の事	8. 同外町数ヶ所新築地の事 【本文なし】	8. 同所外町々数ヶ所敷并新築地の事
9. 有馬修理太夫長崎沖にて南蛮船焼討の事／續黒船焼沈其後水学銀物の事	9. 切支丹御改上使黒船御停止南蛮の出家并邪宗門／頭人御追放の事	9. 長崎堅横間敷橋敷の事
下		
10. 黒船御停止切支丹御制戒南蛮阿蘭陀ゑけれ／す種子の者迄異国へ御追放の事	10. 切支丹寺近國の大名請取焼捨の事	10. 長崎田畑高付并上納銀石高の事
11. 嶋原天草一揆の事	11. 邪宗門の者転并南蛮人種子御追放の事	11. 大村領と長崎代地の事
12. 日本より唐作りの船にて異国渡海商売の事	12. 日本より唐船造り船にて商売(の)ため異国へ渡海并／停止の事	12. 外町地子銀并唐人屋敷地子の事
		二
13. 濱田新蔵高砂(へ)渡(り)俘を得て帰る事	13. 日本より異国へ渡船敷并 御朱印頂戴の者の事	13. 吉利支丹御改 上使黒船御停止南蛮の出家并／邪宗門頭人御追放の事
14. 邪宗門御停止の故蛮夷共渡海の船す、れ／沖にて焼討の事	14. 唐船渡海長崎津に御究并船改の事	14. 邪宗門の者転并南蛮人種子御追放の事
15. 黒船式艘渡海の事	15. 南蛮人町宿御停止出嶋に押籠置る事并南蛮人／渡海御制禁の事	15. 日本より唐船作り船にて商売(の)ため異国へ渡海(の)事／附停止の事

『長崎拾芥』	『長崎始原』	『長崎根元記』
16. 西泊戸町御番所始の事	16. 阿蘭陀人平戸より長崎へ引越上使の事并エゲレス人／ヲランタ種子咬啗吧へ御追放の事	16. 唐船渡海長崎津御極并船改の事
17. 肥後并嶋原より長崎詰番船の事	17. 野母遠見番并烽火山初番人の事并小瀬戸番所／の事	17. 南蛮人町宿御停止出島に押籠置る事／附南蛮船渡海御制禁の事
	18. 西泊戸町番所始の事	18. 阿蘭陀人平戸より長崎へ引越上使の事／附ゑくれす・阿蘭陀種子咬啗吧へ御追放の事
	19. 九州にて関所相究往来手形始事	19. 野母遠見番并長崎烽火山初番人の事／附小瀬戸御番所の事
	20. 西泊戸町御番所間数の事	20. 西泊戸町御番所始の事
	21. 石火矢臺場所数の事	21. 肥後嶋原より長崎へ詰船初りの事
	22. 肥後并嶋原より長崎表へ詰船初事	22. 九州にて関所相極往来手形始の事
	23. 長崎奉行始并與力同心の事	23. 長崎奉行始并与力同心の事
	24. 同屋舗の事	24. 同奉行屋敷の事
		三、四
	25. 阿蘭陀人エゲレス人壹艘に乗組初て日本に來事并／御朱印の事	25. おらんと人・ゑくれす人一艘に乗組初て來朝の事／附 御朱印頂戴の事
	中	
	26. 阿蘭陀人平戸にて商売の事	26. 阿蘭陀人平戸にて商売の事
	27. 同御忠節申上る事	27. おらむた人御忠節申上候事
	28. 同船南部へ漂着の事	28. 阿蘭陀船南部へ漂着の事
	29. エゲレス人平戸へ渡海の事	29. ゑくれす人平戸へ渡海の事
	30. 長崎にエゲレス船一艘來る事	30. 長崎へゑくれす船一艘來朝の事
	31. 出嶋築地開基の事／附り同所家賃銀の事	31. 出嶋築立開基の事／附同所家賃銀の事
	32. 出嶋間数并家数の事／附り同所地子銀の事	32. 出嶋作事の事
	33. 出嶋作事の事	33. 出嶋門番初りの事
	34. 阿蘭陀商売の事	34. おらむた船番船の事
	35. 間金初る事	35. 阿蘭陀商売の事
	36. 出嶋口錢銀懸り物銀の事	36. 間金始りの事
	37. 糸割府初る事	37. 出嶋口錢銀懸り物銀の事
	38. 大村領邪宗門起事	38. 出嶋乙名并通詞目付の事
	39. 豊後并肥後領邪宗門の者出來事	39. おらんと内通詞初るの事
	40. 長崎回祿の事	40. 口錢銀并間金支配役の事
	41. 朝鮮渡の者之有（り）訴人の事	41. 懸り物役の事
	42. 長崎御代官末次平蔵流罪の事	42. 金場吟味役の事
	43. 日向に漂着のハタア二人の事	43. 糸割符初るの事
	44. 阿蘭陀洋中にて唐人舟を奪取其過怠に銀出す事	44. 割符破の事
	45. 朝鮮へヲランタ人漂着の事	45. 二度割符御赦免の事
	46. 伊勢の者風に放れ天川より南蛮人送來る事	46. 糸割符宿老の事
		五
	47. 紀伊国へ呂宋勝船漂着の事	47. 大村邪宗門起事

『長崎拾芥』	『長崎始原』	『長崎根元記』
	48. 薩摩に漂着の言通ぬ異国人送來事	48. 豊後并肥後領邪宗門の者出來の事
	49. 普陀山へ漂着の日本人送來事	49. 長崎回祿の事
	50. 町使の者始る事	50. 御制禁を破朝鮮渡の者之有り訴人の事
	51. 船番始る事	51. 長崎御代官末次平藏流罪の事
	52. 唐人番始る事	52. 日向國に漂着のはたあに人の事
	53. 長崎之有る御用船始る事	53. 阿蘭陀人洋中にて唐人船を奪取其過怠銀／出事
	54. 寺社建立初并開山の事 【全体の1 / 4のみ記載】	54. 朝鮮におらむた人漂着の事
	下	
	55. 有馬修理太輔長崎にて南蛮船焼討の事	55. 勢州の者風に放れ天川より南蛮人送來事
	56. 濱田弥兵衛高砂にて人質取事	56. 紀伊國へ呂宋船漂着の事
	57. 嶋原一揆に付長崎奉行出陣并張本四郎一家の首／長崎に懸らるる事 長崎より陣中御用承事山田右衛門／作口上書の写	57. 薩摩の者廣東の湊へ漂着送來事
	58. 益田四郎其外属徒の首長崎に渡事	58. 薩摩國に漂着の詞通ぬ異国人送來る事
	59. 原の城にて生捕山田右衛門作口上書の写	59. 同國の者廣東へ漂着送來る事
	60. 二月廿八日有馬落城の時生捕口の津住人山田右衛門／作口上書の事	60. 普陀山へ漂着の日本人送來る事
	61. 長崎奉行供（と）為（す）町使の者二人宛召連事	61. 長門國の者廣東へ漂流送來る事
	62. 琉球にて捕る南蛮人の事	62. 長崎町使の者始の事
	63. 南蛮船御停止の後一艘來朝焼捨の事	63. 同船番始の事
	64. 薩摩甌嶋に南蛮人隠居る事	64. 同唐人番始の事
	65. 筑前カチメの大嶋にて南蛮人捕事	65. 同長崎馬込に之有（る）御用船始の事
	66. 切支丹目明唐人長崎に召置るる事	66. 同寺社建立初并開山の事
		六、七
	67. 南蛮船二艘來朝の事	67. 阿蘭陀商売御定高并間金の事
	68. 諸大名勢揃并陣所の事	68. 阿蘭陀へ金子渡り始兩替并間金初りの／事
	69. 大野主馬子永井勘兵衛と云者京都へ渡事	69. 市法商売の事
	70. 長崎へ近国大名より用（の）ため附人差置事	70. 五ヶ所并諸國商人の人数分限高の事
	71. 阿蘭陀商売御定高并間金の事／附り唐船の数并糸類革類出所の事	71. 商人貨物銀高大小を定らるる事
		72. 延寶元丑年より貞享元子年迄拾貳年／の間市法阿蘭陀唐人増銀の覚
		73. 市法拾貳年の間増銀の寄せ
		74. 市法拾貳年の間阿蘭陀唐人持渡銀の覚
		75. 市法の内糸 召上られ候事